

令和 2 年度第 8 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 2 年 7 月 20 日

担当部・課：生活環境部廃棄物対策課〔内線 3 3 7 2〕

① 件 名	
石巻市ごみ集積ボックス等設置費補助金交付制度の創設について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】</p> <p>町内会等が設置運営するごみ集積所におけるカラス等鳥獣によるごみの散乱は、地域の衛生環境を損ねるほか、収集作業の妨げや、ごみ集積所付近の住民トラブルの要因にもなっていることから、町内会等からごみ集積所整備に要する費用の助成を強く求められている。</p> <p>【目的】</p> <p>ごみ集積所の整備を実施する町内会等に対し、その費用を助成することで、ごみ集積所の整備を促進し、ごみ集積所周辺における生活環境の保全を図ろうとするもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】</p> <p>なし</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>石巻市総合計画実施計画 第 5 章 心ゆたかな誇れるまち 第 2 節 身近な自然や生活環境を守る 3 生活環境を保全する</p> <p>石巻市環境基本計画 基本目標 3 循環型社会の構築 ①廃棄物</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
<p>令和元年度 市内可燃物集積所のカラス等被害防止対策実態調査を実施</p> <p>令和元年 10 月 総合計画実施計画の裁定</p> <p>令和 2 年 6 月 石巻市廃棄物対策審議会へ諮問</p> <p>7 月 石巻市廃棄物対策審議会答申</p>	
⑤ 主な内容	
1 交付要件	
町内会等がごみ集積所へ新たに設置するものであって、次に掲げる要件を全て満たすもの。	
(1) ボックス型又は折りたたみ型で利用世帯のごみが収納できる大きさのもの	
(2) ごみ収集に支障がない場所に設置されるもので、耐久性があり、景観を損ねないもの	
(3) 鳥類及び猫等の小動物の侵入を防ぎ、かつ、ごみの散乱を防止できる構造であるもの	
2 補助内容	
型式	補助金額
ボックス型	1 箇所あたり、補助対象経費の 2 分の 1 の額又は 85 千円のいずれか少ない額
折りたたみ型	1 箇所あたり、補助対象経費の 2 分の 1 の額又は 28 千円のいずれか少ない額
3 補助対象経費	
(1) ごみ集積ボックス等の購入費（設置費含む）	
(2) 自らごみ集積ボックス等を製作する場合の材料費及び設置費	
4 補助対象外経費	
(1) 関係要綱施行前に購入、設置されたもの	
(2) 修理等に要する費用	
(3) 解体、撤去及び処分に要する費用	

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

ごみ集積所でのカラス等の鳥獣によるごみの散乱を防止することにより、市内の環境美化及び市民の良好な生活環境の保全が図られる。また、町内会等におけるごみ集積所の維持管理面の負担が軽減される。

【市財政への負担】（令和2年度当初予算）

2,395千円（一般財源）

（内訳：ボックス型1,275千円、折りたたみ型1,120千円）

※ボックス型15件、折りたたみ型40件を想定

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【県内のごみ集積所補助制度の実施状況】

県内市町	補助率	限度額	備考
栗原市	2／3	200千円	新設の場合のみ
白石市	定額	60千円	同上
岩沼市	1／2	50千円	同上
登米市	1／2	90千円	新設又は更新の場合
蔵王町	1／2	150千円	同上
亘理町	2／3	300千円	同上
山元町	1／2	55千円	同上
南三陸町	1／2	50千円	同上
東松島市	定額	50千円	集積所を集約する場合

※栗原市、蔵王町、亘理町、山元町、南三陸町では、修繕費用に対しても補助を行っている

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年7月 石巻市ごみ集積ボックス等設置事業費補助金交付要綱の制定
（施行予定年月日：令和2年8月1日）
各町内会・行政区等に文書配布等により周知予定

⑨ その他